

年 度	平成30年度	文書番号	教高 第3268号
受 領 日		起 案	高等学校課
起 案 日	平成 30年11月 21日		高等学校/生徒指導グループ
決 裁 日	平成 30年11月 22日		主査 多幡 浩乙
施 行 日	平成 30年11月 28日		(電話番号:)
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	92-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公 開 用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 36年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る準備書面の提出について		
公 開 用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件に係る準備書面の提出について		
決 裁 関 与 者	倉橋 秀和 [教総務/広報・議事グループ] [課長補佐]		
	高取 秀夫 [教総務/広報・議事グループ] [主査]		
	向畦地 昭雄 [教育振興室] [室長]		
	網代 典子 [高等学校課] [課長]		
	笠井 博 [高等学校/生徒指導グループ] [課長補佐]		
関 係 者	北野 恵 [教総務/広報・議事グループ] [一般職員等]		
	東尾 茂宏 [高等学校/生徒指導グループ] [一般職員等]		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">伺い文</p>	<p>標記の件について、次案のとおり大阪地方裁判所あて提出してよろしいか。 なお、事務処理の都合上、施行日を平成30年11月28日付けとしてよろしいか。 併せて伺いします。</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">添付文書情報</p>	<p>添付文書名</p>	<p>種別</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施行先</p>	<p>大阪府_平成28年(ワ)3126 準備6.doc</p> <p>電子</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施行方法</p>	<p>その他(俵法律事務所経由)</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</p>		

平成 28 年 (ワ) 第 3126 号 損害賠償請求事件

原告 外 1 名

被告 大阪府

被告準備書面 (6)

平成 30 年 11 月 28 日

大阪地方裁判所

第 25 民事部 合議 2 係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

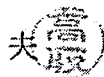
大阪府職員 多 幡 浩



同 東 尾 茂



同 高 取 秀 夫



同 北 野 恵



平成30年11月7日に行われた口頭弁論期日において、提出を求められた文書に関し次のとおり回答する。

- 1 ■■■■■君からの聞き取りに基づいて太田教諭が作成したメモ
該当する文書は存在しない。
- 2 三辻教諭が作成した報告書、メモ等
該当する文書は存在しない。

また、乙第21号証ないし乙第25号証（乙第23号証を除く）の作成された経緯については、次の通りである。

・乙第21号証

生徒が死亡した事案であり、事案発生後の経過についてもいずれ保護者や教育庁に説明する機会が生じると思われたため、詳細を記録しておくように武田校長から指示を受け、朝川教頭が作成したもの。

教育庁へは提出されていない。

・乙第22号証

生徒が死亡した事案であり、事案発生後の経過についてもいずれ保護者や教育庁に説明する機会が生じると思われたため、詳細を記録しておくように武田校長から指示を受け、朝川教頭が作成したもの。

教育庁へは提出されていない。

・乙第24号証

原告に対し本件の経過を説明するため、武田校長から指示を受け、伊藤教頭が作成したもの。

教育庁へは提出されていない。

・乙第25号証

原告に対し本件の経過を説明するため、武田校長から指示を受け、伊藤教頭が作成したもの。

教育庁へは提出されていない。

以 上